（土地改良区連合の監事の要件の例外）

第五十二条の三　法第八十二条第四項ただし書の農林水産省令で定める場合は、第二十一条の四第一号から第三号までに掲げる場合とする。

（国又は都道府県が定める管理規程）

第六十八条の四の十五　法第九十三条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一・二　（略）

第七十一条　（略）

2　（略）

3　第一項第四号の費用負担者名簿及び土地原簿には、第二十三条（第一号に係る部分に限る。）及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「当該費用を負担する者」と読み替えるものとする。

第七十二条　（略）

2　前項第七号の施行者名簿及び同項第八号の土地原簿には、第二十三条（第一号に係る部分に限る。）及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「法第三条に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第九十二条の四　次に掲げる農林水産大臣の権限のうち、土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区若しくは土地改良区連合の地区が一の地方農政局の管轄区域を超えないものに係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号（令第六十五条及び第六十六条の規定による権限に限る。）及び第五号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

（削る）

2　（略）

（新設）

（管理規程）

第六十八条の四の十五　法第九十三条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設以外の施設とする。

一・二　（略）

第七十一条　（略）

2　（略）

3　第一項第四号の費用負担者名簿及び土地原簿には、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「当該費用を負担する者」と読み替える。

第七十二条　（略）

2　前項第七号の施行者名簿及び同項第八号の土地原簿には、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「法第三条に規定する資格を有する者」と読み替える。

（権限の委任）

第九十二条の四　次に掲げる農林水産大臣の権限のうち、土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区若しくは土地改良区連合の地区が一の地方農政局の管轄区域を超えないものに係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号（令第六十五条及び第六十六条の規定による権限に限る。）及び第五号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

六　令第四十七条の規定による権限

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　土地改良法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の際現に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、この省令による改正前の土地改良法施行規則第二十一条の三、第二十三条第三号及び第九十二条の四第一項第六号の規定は、なおその効力を有する。

3　改正法の施行の際現に存する土地改良区については、この省令による改正後の土地改良法施行規則第五十条第二項第八号（貸借対照表に係る部分に限る。）の規定は、改正法の施行の日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。